第25回にいがた食の安全・安心審議会の議題に対する委員からの御意見等

**議題１　にいがた食の安全・安心基本計画改定原案に対するパブリックコメントの実施結果等について**

| No. | 委員名 | 御意見 | 委員からの照会に対する回答 | 回答担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 1-1 | 城委員 | パブリックコメントや委員からの意見の集約とそれに基づくご対応有り難うございます。<br>県の対応に書かれている通り、講習会などのオンライン化や山菜などの鑑別講習は今後必要になってくると思うので是非前向きにご検討ください（今回の基本計画に文章として入れる必要はありません）。 | にいがた食の安全・安心サポーターについては、きのこの食・毒鑑別ができる人材や食品衛生に関する高度な知識を有する人材として、設置要綱で定める要件に当てはまる人材を委嘱しているところですが、山菜の食・毒鑑別ができる人材について要件に追加できるかどうかを含めて今後検討していきます。 | 生活衛生課 |
| 1-2 | 田村委員 | 特にありませんが、パブリックコメント５の山菜についての御意見は重要と思いました。　是非、検討すべきと思います。 | | |
| 1-3 | 津野委員 | 貴重なコメント、ありがたいと思いました。<br>特に、今後の消費生活においてオンラインの導入や、広報媒体としてのインターネットの活用は多岐にわたってきます。したがって、提示する情報内容も誰にも分かりやすく容易に受け止められるように工夫をしていく必要があると思います。 | 内容や手法を工夫しながら、引き続きわかりやすい情報発信に努めます。 | |
| 1-4 | 山本委員 | ①資料１の県民意見から５人５件であることは少ないように感じますが、数としてはちょうど良いのでしょうか。（少なくとも10件ほどの意見は必要と考えます。）<br>②今回の県民意見から反映されたものが１件もなかったため、今後、県民意見を生かして反映できるようにするため、県民が誤解しないよう県側の詳細かつわかりやすい説明が必要であると考えます。<br>③資料１のNo.2「危機管理体制の整備」についての捉え方に県民と県で違いが出てきていることを感じます。<br>「危機管理イコール防災」というイメージが県民の中に強くあるため、県側としても食中毒等のことであると、県民に広く説明していくべきであると考えます。 | | |

第25回にいがた食の安全・安心審議会の議題に対する委員からの御意見等

議題１　にいがた食の安全・安心基本計画改定原案に対するパブリックコメントの実施結果等について

| No. | 委員名 | 御意見 | 委員からの照会に対する回答 | 回答担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 1-5 | 石田委員 | コロナ禍ではありますが、講習会や講座は対策を十分に実施しながら、そして、オンライン受講も含めて推進していく必要があると思います。<br>情報発信のあり方も、情報を必要としている方が、どのような公開方法を望んでいるのかも調査してみてはいかがでしょうか（費用対効果もありますが） | 講習会や養成講座などのオンライン参加の導入について、検討していきます。<br>また、情報発信のあり方についても、今後住民アンケートを実施しながら検討していきます。 | 生活衛生課 |
| 1-6 | 高津委員 | HACCPについてですが、現時点での、市場、事業所においての取得されているリスト等あるのでしょうか？ | 営業許可を要する製造業については、毎年実施しているHACCP導入に関するアンケートで保健所ごとに把握しています。 | |
| 1-7 | 青木委員 | 集計の形式について<br>意見の集計内容についての形式をA3サイズの用紙に集めては、横並びにした意見内容、回答内容を系列化しての記載にしてみてはどうか。 | 今後の検討課題とさせていただきます。 | |
| 1-8 | 浦上委員 | コメントの内容は的確なものが多く、県の対応も的確である。件数が５件と例年並みだが増えることを期待する。 | | |
| 1-9 | 高内委員 | コメントがもっとたくさん寄せられるとなおよかったと思うものの、寄せられたコメントからは本県の食の安全・安心について高い関心を寄せてくださっている方々がおられるのが感じられてほっとします。県からの対応コメントは適切で、ご理解いただけるものと思います。 | | |
| 1-10 | 光永委員 | 特に、意見・質問はございませんので、よろしくお願い申し上げます。 | | |
| 1-11 | 市川委員 | 特にありません。 | | |
| 1-12 | 髙口委員 | － | | |
| 1-13 | 横尾委員 | 質問等は特にありません。 | | |
| 1-14 | 小杉委員 | 異議なし | | |
| 1-15 | 小林委員 | ご丁寧にご回答を頂きありがとうございました。 | | |

別紙２

## 第25回にいがた食の安全・安心審議会の議題に対する委員からの御意見等

**議題２　にいがた食の安全・安心基本計画改定案の諮問について**

| No. | 委員名 | 御意見 | 委員からの照会に対する回答 | 回答担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 2-1 | 城委員 | 各施策の取組指標で気になった点があるので以下の通りお知らせします。<br>目標値を％で示している指標が多数ありますが、No.４、５、６については何に対する％なのか指標名を見ただけではわかりません（従来とほぼ同じ指標名なのですが、指標名だけを見るとそう感じてしまいました）。例えばNo.２の「畜産農場に対する衛生管理対策についての年間指導率」では、全農場に対し指導を行った場合が100％になることが指標名から想像できるのですが、No.４の「飲食店・製造業・販売業に対する監視指導数の年間達成率」では監視指導数がどこから導き出されるのかが不明です。基本計画（案）の15頁に書かれたこの取組指標を見ると、そこには「県食品衛生監視指導計画に対する実施率」と補足が書かれており、指標名を読んだだけではわからないので補足を付けた感じになっています。補足しないとわからない指標名は適切ではないと思うので、例えば「監視指導計画で設定した飲食店・製造業・販売業に対する監視指導の実施率」としてはいかがでしょうか（より良い表現があると思うのでお考えください）。No.５、６に関しても同様です。 | 委員御意見を踏まえ修正します。 | 生活衛生課、食品・流通課 |
| 2-2 | 山本委員 | 資料３の30ページ、用語解説にあります「GAP」を「農業生産工程管理」と訳す説明が必要であります。（資料４の概要版３ページのGAPの説明と同じように） | | 経営普及課 |
| 2-3 | 浦上委員 | 「安全」と「安心」に関しては、表現が変更され、正確な誤解のないものなった。しかし、これを県民の理解を得るように今後も努力していただきたい。<br>諮問内容については十分であると考える。 | 今後も引き続き、講習会や、ホームページ、店頭掲示板、メールマガジン等の様々なメディアを活用し、食の安全・安心について、情報発信していきます。 | 生活衛生 |
| 2-4 | 石田委員 | 「食の安全」は県が取り組んだ食品等が「安全」であること。<br>「食の安心」は県民がそれを食することで「安心」するということ。<br>「安全」な食材えあることを広く県民にお知らせする取組をもっともっと認知していただける広報が必要。<br>小売や飲食店の協力必要 | | |
| 2-5 | 青木委員 | 安全・安心に係る評価について<br>・安全は「定量化」があり、基準に照らし合わせた見方、評価<br>・安心は「定性化」の見方で、主観的、感情、感覚的な要因で評価判定が難しい中で、有効性を見いだす良い方策はないか。安全のグループと安心のグループ区分の明確化 | | |

別紙２

## 第25回にいがた食の安全・安心審議会の議題に対する委員からの御意見等

**議題２　にいがた食の安全・安心基本計画改定案の諮問について**

| No. | 委員名 | 御意見 | 委員からの照会に対する回答 | 回答担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 2-6 | 横尾委員 | にいがた食の安全・安心基本計画（案）（資料３）の「食の安全・安心に関する施策」の「施策１　安全な農作物等の提供の推進」のなかで「１．GAPの普及推進」を掲げ、取組指標として令和6年度の認証GAPの取得農場数を210農場とする目標を掲げています。<br>一方、国（農林水産省）のGAPに関する施策は、東京オリパラ大会を想定し、それ以前（第1期）とそれ以後（第2期）に区分し、第2期の目標（目標年度2030年）を「＜国際水準に達する取組が浸透＞ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを実施」としており、施策として「都道府県等のGAPは、オリパラ調達基準を満たす農林水産省ガイドライン準拠に統一。将来的に、国際水準のGAPに向けて発展的解消」と記載されています。（農水省農産局農業環境対策課資料「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢（R4.1.11版）」から）<br>県・国で施策目標年度が異なりその進め方も異なることもあるとは思いますが、現場においてそれぞれの施策が混乱することなく効率的に進むように調整（県と国の目標と進め方に齟齬がでないような調整含む）等のうえ、施策の実施をお願いします。 | 国の国際水準GAP推進方策等を踏まえながら、現地において混乱することがないようJA等関係団体と連携しながら、GAPの実践と認証取得を推進してまいります。 | 経営普及課 |
| 2-7 | 高津委員 | 施策３の安全な水産物の提供の推進の中で、講習会や巡回指導等により漁業関係者に対する適切な助言や情報提供を行うとありますが、県内漁協等への年間活動予定等はあるのでしょうか？ | 巡回指導につきましては、漁協が開設している地方卸売市場（産地市場）の衛生管理状況について、担当普及員が年間１回以上の指導を行っております。講習会につきましては、必要に応じて時勢に応じたテーマにおいて開催しております。 | 水産課 |
| 2-8 | 高内委員 | 基本計画改定原案を修正した資料３、資料４、諮問書の資料５について確認いたしました。審議会の意見を反映させて修正された改定案を令和４年度から３年間の基本計画とすることに賛同いたします。 | | |
| 2-9 | 田村委員 | 改定案によって「安全確保のための取組」ということがより明確になったと思いました。　改定ありがとうございました。 | | |
| 2-10 | 光永委員 | にいがた食の安全・安心基本計画の改定案、及びその概要版につきましては、修正箇所を含めまして特に意見はございませんので、よろしくお願い申し上げます。 | | |
| 2-11 | 市川委員 | 特にありません。 | | |
| 2-12 | 髙口委員 | － | | |
| 2-13 | 小杉委員 | 異議なし | | |
| 2-14 | 小林委員 | よろしいと思います。意見はございません。 | | |
| 2-15 | 津野委員 | 改正案に賛成です。 | | |

別紙２

## 第25回にいがた食の安全・安心審議会の議題に対する委員からの御意見等

**議題３　審議会の答申のとりまとめ方法について**

| No. | 委員名 | 御意見 | 委員からの照会に対する回答 | 回答担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 3-1 | 浦上委員 | コロナ禍の中、Zoomを使っての会議やメール、書面での意見聴取などを活用され、効率よくまとめられたと感じる。コロナ後も、良いところは続けていただきたい。 | にいがた食の安全・安心審議会の開催方式については、集合形式を基本としながら、状況に応じて書面やインターネットも活用し、開催します。 | 生活衛生課 |
| 3-2 | 城委員 | ご提案の取りまとめ方法に賛成します。 | | |
| 3-3 | 高内委員 | 事務局の皆さまの方針通りにしていただければよいと思います。 | | |
| 3-4 | 田村委員 | 最終的なおとりまとめにつきましてどうぞよろしくお願いします。城先生と事務局の皆様にはお手数をおかけします。 | | |
| 3-5 | 光永委員 | 前回と同様の方法で問題ないかと存じますので、よろしくお願い申し上げます。 | | |
| 3-6 | 石田委員 | よろしいかと思います。 | | |
| 3-7 | 市川委員 | 異議ありません。 | | |
| 3-8 | 高津委員 | 審議会の答弁のとりまとめ方法については異議ありません。 | | |
| 3-9 | 髙口委員 | － | | |
| 3-10 | 横尾委員 | ご提案のとおり前回同様の進め方でかまいません。 | | |
| 3-11 | 小杉委員 | 異議なし | | |
| 3-12 | 小林委員 | よろしいと思います。意見はございません。 | | |
| 3-13 | 津野委員 | 前回の方法に準ずる形で良いと思います。 | | |
| 3-14 | 山本委員 | 修正した点を具体例や数値を含めて説明できたら良いと考えます。 | | |
| 3-15 | 青木委員 | － | | |